

# 「川崎市地域日本語教育推進方針(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

本市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて取組を進めてきました。

今回、近年の国における法律の制定・改正といった動向等、社会状況の変化、外国人市民の増加などを踏まえ、「多文化共生社会」の実現に向けて、本市における外国人等への日本語教育に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本的な考え方や方向性を示すものとして「川崎市地域日本語教育推進方針(案)」を取りまとめ、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、24通(意見総数63件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題名	川崎市地域日本語教育推進方針(案)に関する意見募集について
意見の募集期間	令和5年11月27日(月)から令和5年12月27日(水)まで
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市政だより(令和5年12月1日号掲載)</li><li>・市ホームページ</li><li>・かわさき情報プラザ(市役所本庁舎2階)</li><li>・各区役所・支所及び出張所(閲覧コーナー)</li><li>・各市民館、図書館(分館を含む)、川崎市国際交流センター</li><li>・市民文化局市民生活部多文化共生推進課事務室</li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・かわさき情報プラザ(市役所本庁舎2階)</li><li>・各区役所・支所及び出張所(閲覧コーナー)</li><li>・各市民館、図書館(分館を含む)、川崎市国際交流センター</li><li>・市民文化局市民生活部多文化共生推進課事務室</li></ul>

## 3 結果の概要

意見提出数(意見数)	24通(63件)
(内訳) 電子メール	22通(55件)
ファクス	2通(8件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、今回策定する本方針（案）の考え方に賛同する御意見のほか、「Ⅱ 施策の方向性と取組内容」の「1 日本語教育の機会の拡充等」に関して、「外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」における「施策の取組内容」での文言修正を求める御意見、外国につながる幼児、児童、生徒等のそれぞれに対して更なる取組や支援の充実を求める御意見、外国人労働者に対する日本語教育に関する御意見・御要望が寄せられました。

こうした御意見を踏まえ、「施策の取組内容」について文言を修正するとともに、外国人住民人口の統計数値など必要な時点修正を行った上で、「川崎市地域日本語教育推進方針」を策定します。

##### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の施策を進めていく上で参考とするもの
- D：案に関する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
方針全般に関すること		8	1	1		10
<b>I 方針の趣旨</b>						
1 策定の背景と趣旨				2		2
2 現状と課題		2	2	2		6
3 方針策定までの経過						
4 方針の基本的な考え方						
<b>Ⅱ 施策の方向性と取組内容</b>						
1 日本語教育の機会の拡充等	1	7	14	4		26
2 各主体との連携		2	1			3
3 地域社会との連携		1	3			4
4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等			2			2
5 日本語教育に関する情報の提供等		2				2
6 推進体制の整備		4	2	1		7
その他					1	1
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>25</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>63</b>

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 方針全般に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	これから外国語しか話せない市民が増えることが想定される。そのような方たちに対する日本語教育について、方針を定め、きちんと施策を行うことは大変大切なことだと考える。日本語を話せない市民がコミュニティのなかで、取り残されることは、今後様々な問題を生じる可能性を持っている。今後も川崎市の方針を応援したい。(同趣旨他6件)	本方針は「多文化共生社会」実現に向けて、地域日本語教育について、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして策定をするものです。 本方針に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。	B
2	本方針案を策定するに当たり、国の方針だけでなく、川崎市内で2023年に実態調査を行った上で策定したことは、現場のニーズや声をより反映させることができ、素晴らしいと思うが、一方で、言語的な事情や個々人の事情から、アンケートに回答できない、より支援が必要な外国人層がいることに留意いただきたい。	今回の方針策定に向けて、本市における日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理するため、実態調査を行いました。今後、方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進するのに当たり、日本語教育に関する外国人市民の多様なニーズを把握するとともに実情に応じた総合的かつ効果的な取組を進めてまいります。	B
3	日本語教室という存在を通して、取り残されている人がいないかを常に確認することは、重要であると思う。アンケートにも、少し高度なことを学びたいという人もいるが、あくまで超初級日本語に徹して、数を増やし、とにかく広く浅く長く続けていくほうに、振り切ってみてもよいのではないか。高度な日本語や専門的な知識は、YouTubeで学んでくださいとすればよいのではないか。	日本語教室を通じた現状の把握や外国人市民の多様なニーズに対応する様々な学習機会の拡充を図るため、日本語を初めて学ぶ人(ゼロビギナー)に適した学習方法・学習形態の提供やICTを活用した学習機会の提供など方針に基づく取組を進めていく中で、参考とさせていただきます。	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	<p>本資料についてはルビを振るなど、日本語が不自由な方への配慮がなかった。「学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。」と基本理念を掲げているにもかかわらず、教育を受ける側の意見を取り入れないということはフェアなパブリックコメントではないように思う。もちろん、事前にアンケートを実施しているが、広く募集を行うという点においてはパブリックコメントについても障壁が低い方がよいと考える。</p>	<p>本方針は、本市における地域日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理し、実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するためにその基本的な考え方や方向性をお示ししています。</p> <p>今後、方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進するため、日本語教育に関する外国人市民の多様なニーズや実情を把握していくのに当たり、やさしい日本語・ルビ付き日本語に配慮した対応についても検討させていただきます。</p>	D

(2) I 方針の趣旨（1～4）に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>今回、日本語識字学級、学習支援事業など、総合的な実態調査が行われたことは大きな意義がある。ただし、川崎市全7区において、工業地帯に隣接する川崎区の外国人市民は全市の約40%が在住しており、初期の日本語教育を十分に受けられず、とりわけ日本語の読み書きの習得機会がないことから、各区の状況に基づいた分析と政策の方向性が必要と考える。</p>	<p>本市での地域日本語教育については、「Ⅱ 1（5）地域における日本語教育」における「現状と課題」に記載のとおり、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する日本語学習の機会の提供に向けて、区ごとの特性に応じた日本語を学べる場の充実に向けた取組が必要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づき地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	<p>今回の調査では、新たな課題、具体的なキャリア支援に向けた日本語教育の必要性が学習者からも企業からも明らかになった。こうした課題をどのように推進するか、どのように事業化するかの各担当部局の関わり、連携体制が必須である。</p>	<p>連携体制については、「Ⅱ 6 推進体制の整備」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、取組を進めていくのに当たり、総合調整会議の設置・運営し、関係部署も含めた各主体との分野横断的な連携・協力を図っていくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
3	<p>アンケート調査【地域の日本語教室】での学習者のニーズにおける回答&lt;「学習内容を変えて欲しい」について&gt;</p> <p>どのぐらいの日本語レベルの外国人の方が、何から何へ内容を変えて欲しいのか気になった。日本語上級レベルの方がより専門性のある日本語を学びたいのであろうか。</p>	<p>本方針の策定に当たって実施した実態調査からは、学習者のニーズの多様化が課題として見えてきました。</p> <p>今後、策定した方針に基づき、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する日本語学習の機会や情報の提供に向けた取組を進めていく中で、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査に向けた検討の際に参考とさせていただきます。</p>	C
4	<p>地域の場における「こどもの学習支援」と「相談・居場所づくり」が総合的に進められる体制づくりが急がれる。</p>	<p>地域の場における「こどもの学習支援」と「相談・居場所づくり」の総合的な体制づくりについては、「Ⅱ 1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「施策の取組内容」に記載のとおり、外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図るとともに、外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めていく中で、関係部署等と調整を図りながら検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	<p>2023年3月には公布されている川崎市・日本語学習活動の指針の改定版の上位に位置するものと理解するが、資料の体系を最初に提示した方が分かりやすいのではないか。</p>	<p>行政における関係施策の位置付けにつきましては、御意見の指針と本方針が上位下位の関係にあるものではなく、川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館で行われている識字・日本語学級を含むものとして、本市における地域日本語教育に関して実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性をお示ししているものです。</p>	D
6	<p>国の「日本語教育の推進に関する法律」に沿って、川崎市も地方公共団体の責務とされている地域の状況に応じた施策の策定がされることは、とても素晴らしいことだと思う。全体的な構成内容などは、国の基本的な方針に沿ったもので、概ね、理解できる方向性にあると思うが、「1 策定の背景と趣旨」については、川崎市のこれまでの外国人市民施策(特に地域日本語教育)の歩みを随分と簡略化しているのではないかと思った。</p>	<p>本市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて取組を進めてまいりました。</p> <p>本方針の「1 策定の背景と趣旨」につきましては、本市における外国人市民の現状、近年の国における出入国管理をめぐる法律改正を含む情勢の変化や日本語教育に関する動向等、外国人市民への日本語教育を含めて総合的に主なものを経過とともに取りまとめて記載しているものでございます。</p> <p>御意見をいただいたこれまでの本市の取組や歩みも踏まえながら、「多文化共生社会」の実現に向けて、本方針に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	<p>「行政に期待すること」というヒアリング結果もあるが、結果数が少なく全体の意見を反映しているとは考えられない。市民の声を取り入れるような体裁にされた方がよいと考える。</p>	<p>本方針は「多文化共生社会」実現に向けて、地域日本語教育について、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして策定をするものです。</p> <p>今後、策定した本方針に基づき、行政に期待することなど、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するため、今回の実態調査結果もベースとしながら、より多くの詳細なニーズ把握に努め、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	D
8	<p>川崎市在住の外国籍の方の人数が増加しているようだが、それに伴い日本語能力に不安を感じる方も増加しているという数値的根拠の提示も必要になるのではないか。</p>	<p>本方針は「多文化共生社会」実現に向けて、地域日本語教育について、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして策定をするものです。</p> <p>市内における外国人住民人口は増加しており、それに伴い日本語能力に不安を感じる意識を持つ外国人市民も増加していることが見込まれますが、今回の実態調査は、本市の地域日本語教育の現場における実態や課題・ニーズ等を把握するため方針策定に向けて実施したものでございます。</p> <p>今後、策定した方針に基づき、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握し、日本語能力に不安を感じる外国人市民に対して日本語教育の機会の拡充を図ることができるよう取組を進めてまいります。</p>	D

(3) II 施策の方向性と取組内容 1 日本語教育の機会の拡充等 に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>(1) 【施策の取組内容】①について「学習に必要な言語の習得」ではなく「学習に必要な日本語の習得」という記載の方がいいのではないかとおそれるが、母語保障など日本語以外の言語の習得支援とも読み取られてしまう。</p>	<p>「II 1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「施策の取組内容」における「学習に必要な言語の習得支援及び学習支援」については、御指摘のとおり日本語による学習言語を想定しておりますが、日本語以外の言語を含むように読み取ることもできてしまうことから、いただいた御意見を踏まえ、「学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援」に修正いたしました。</p>	A
2	<p>実態調査の中に、「家族滞在」の子どもたちの課題についての記載があった。彼らが大人になり就労し、自活して暮らしていくためには、就労を可能とする在留資格「定住者」や「特定活動」等への変更が必要となるが、高校を卒業して就職先を見つけるという高いハードルがある。これを早い段階から認識し、高校卒業までのルートに乗せる必要があることから、早い段階での情報提供、準備、必要な支援へつなぐことが必要である。</p>	<p>在留資格に関する「家族滞在」の子どもたちについては、実態調査からも課題が見えてきており、「II 1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、キャリア形成に向けた支援の充実を進めていくことが求められており、外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めていくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B



No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	<p>外国につながる子どもの中には、日本にいながらも言葉や文化の違いにより、未就学や就学状況が確認できない状況に置かれているものも少なくない。言葉の壁などで、教員が保護者とやりとりすることが難しいケースも未だに散見される。外国につながるのある子どもたちの教育的ニーズが保障されるよう、教育体系の確立と教育条件整備(母語支援員の配置やコミュニケーションを支援するための通訳派遣、全ての学校・関連機関に翻訳機器配布)をさらに進めていただきたい。</p>	<p>御意見の内容は、本方針に沿った考え方であり、外国につながる児童生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実を図るため、必要に応じて日本語指導初期支援員を配置、また、国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を行うなど、指導体制の強化・拡充にも取り組んでまいります。また、希望する学校等への通訳機の配置を行います。</p>	B
4	<p>留学生の就職に関して、地域企業の見学会、インターンシップの実施、採用説明会などを通じて、川崎市内の企業をよく知っていただき、就職までつなげるとともに、日本文化体験、日本人との交流会などの機会を提供していただきたい。</p>	<p>留学生の就職については、「Ⅱ 1 (2)外国人留学生等に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、地域社会への定着を図るとともに社会参加を促進するため就労に向けた施策の充実が求められており、日本語学校との連携に努めることや就労に向けた施策の充実を図ることが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	<p>外国人労働者を受け入れる企業は、外国人労働者が貴重な戦力であり、自分たちの仲間であることを認識し、外国人労働者だけでなく、受け入れる側の姿勢や態度、言葉遣いが変わらなければいけないということを認識する必要がある。「やさしい日本語」がその軸になると思うが、日本人側にも外国人労働者に相対する時に使用する「日本語」についての意識喚起が必要であり、経営者層だけでなく、現場で実際に業務を指導する方たちへの意識喚起が必須である。</p>	<p>企業における外国人労働者の受入については、「Ⅱ 1（3）外国人労働者に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、雇用する企業等にとっても円滑なコミュニケーションによるより良い職場づくりや労災の減少に寄与するものであり、企業との連携に向けた取組を推進していく中で、外国人を雇用する企業等向けの〈やさしい日本語〉研修の実施などを通じた受け入れる側の意識啓発も重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
6	<p>川崎市には外国人雇用・就労の課題に取り組んでいる機関がすでいくつかある。川崎市産業振興財団の「外国人材活躍応援フォーラム」、川崎商工会議所のもとに士業で結成している「外国人雇用支援研究会」、そして神奈川県行政書士会や神奈川県社会保険労務士会などがその一例。既にある活動を利用して、よりよい事業にしていだければと思う。</p>	<p>関係機関等との連携については、「Ⅱ 1（3）外国人労働者に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、外国人労働者に対する日本語教育・習得に向けて、企業・経済団体との連携に努める必要があり、連携に向けた取組を推進していくことが重要であると考えておりますので、今後、推進体制の整備に向けた連携・協力や策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	<p>2023年12月1日より、入管庁は「補完的保護対象者の認定制度」の運用を開始した。難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすもの、例えば、紛争避難民などを救済しようとする仕組みであり、ウクライナ避難民、アフガニスタンやシリアからの避難民がこれに該当するかと思う。この対象者に対しても支援を行っていただきたい。</p>	<p>難民等については、「Ⅱ1(4)難民等に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、人道配慮による在留特別許可を付与された人や仮滞在許可者、ウクライナ避難民等、難民条約における難民として認定されていない人たちにも支援が必要であり、日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行うことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
8	<p>ICTを活用した日本語教育は、学習者の環境面などの問題があると思うが、特に日中働いている人にとっては、ICTを活用した方が時間の節約になり、より学習しやすいという面もあるので積極的に取り入れてもよいのではないかと。</p>	<p>ICTを活用した日本語教育については、「Ⅱ1(5)地域における日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した学習機会の提供など様々な学習機会の拡充を図ることが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
9	<p>外国人労働者の子どもの就学に対する支援体制をさらに進めるため、特に日本語の習得が十分でない保護者や子どもたちへの支援や夜間中学の周知のためにポスター、チラシ、ホームページ等を活用して、各関係機関に引き続き広く情報発信に努めて欲しい。</p>	<p>子どもの就学支援については、「Ⅱ1(1)外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「施策の取組内容」にも記載のとおり、就学につながる取組を推進するとともに、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組むほか、日本語教育に関する情報の提供に向けて、策定した方針に基づく取組を進めていく中での参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
10	<p>学習上の困難を抱えている子どもたちへの学習支援については、学校教育だけではなく、地域の寺子屋やその分教室を活用して様々な学習の機会を拡充し、市全体でこれまでのような前向きな取組を続けることを要望したい。</p>	<p>地域の寺子屋事業については、全小中学校への寺子屋の開講をめざして、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。</p> <p>なお、外国につながる子ども向けの寺子屋については、これまでの取組の検証やニーズ等の変化を踏まえながら、外国につながる子どもに対する学習支援を進めていく中での位置付けを含めて検討してまいります。</p>	C
11	<p>「外国につながる子どもの学習支援」の視点が記述されている点が、他の自治体の方針と比較して特徴的である。課題の解決に向けては、学校だけではなく地域の支援が必要であり、現状、地域で支援を行う団体組織が少なく空白地域も多い。</p> <p>今後、学習支援の拡充ができるよう具体的な施策が求められるとともに、地域の学習支援の場では学校との情報共有や連携が必要である。</p>	<p>外国につながる子どもの学習支援については、「Ⅱ 1（1）外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「施策の取組内容」に記載のとおり、外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図るため、学校、関係機関・団体、地域等の多様な主体が連携しながら進めていくことが求められており、策定した方針に基づく取組を進めていく中での参考とさせていただきます。</p>	C
12	<p>外国につながる幼児に対して、就学につながる取組だけでなく、幼児期の「言葉」を育てる取組についても検討されるべきだと思う。</p> <p>保育園等に通園していても、家庭では母語と保育園等では日本語と、毎日、言語の移動を繰り返していて、十分に日本語が習得されていないケースもみられる。就学につながっても、学校での学習には困難がみられることがある。</p>	<p>外国につながる幼児に対しては、「Ⅱ 1（1）外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「施策の取組内容」に記載のとおり、就学につながる取組を推進することとしておりますが、御意見いただいた就学につなげていく前段階である幼児期の「言葉」を育てる取組について、就学につながる取組と関連するものとして、策定した方針に基づく取組を進めていく中で、検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
13	<p>子どもに関しては、学校での現状の対応に加えて、キャリア教育の中で日本語力が十分に身に付かなかったとしても、継続して取り組むことのメリットを教示することは必要であり、在留資格変更の道筋を日本語教育の中で相談できる環境があれば、心配を軽減することも可能である。</p>	<p>外国につながる子どもたちについては、実態調査からも課題が見えてきております。「Ⅱ 1（1）外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、キャリア形成に向けた支援の充実を進めていくことが求められており、外国につながる児童、生徒等の日本語学習をはじめとする多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めるとともに、世代間交流を促進するなど、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
14	<p>企業は、留学生等の選考に当たり、N1、N2といった日本語能力試験合格で判断することが多いと聞いているが、現在の日本語学習状況だけで判断せず、彼らの伸びしろや、外国人ならではの彼らの持つ強み、そして在留資格取得のための要件を満たしているかに注目して採用するようお願いしたい。合同就職説明会に臨む前に、このようなことを検討するよう、インプットを行う機会があるとよいと思う。</p>	<p>企業による留学生等の選考や留学生等の就労については、「Ⅱ 1（2）外国人留学生等に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、地域社会への定着を図るとともに社会参加を促進するため就労に向けた施策の充実が求められており、企業との連携に向けた取組を推進するための働き掛けなど、今後、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
15	<p>教えられる先生が足りないという問題や日本語学校までが遠いため通学が困難である子どもたちもいるが、外国籍の小・中・高の子どもたちが放課後に日本語学校の教室に集い、日本語の授業を行えるとよい。留学生が同国の小・中・高の子ともたちに日本語を教えたり、進学のための勉強を手伝ったり、また様々なことの相談役としてサポートできるのではないかな。</p>	<p>日本語学校については、実態調査における連携協力体制の構築などの課題が見えてきたほか、「Ⅱ 1（2）外国人留学生等に対する日本語教育」における「施策の取組内容」に記載のとおり、市内の日本語学校や大学等との連携に努めていく中で、今回、御意見いただいた外国につながる子どもたちとの日本語学校との連携につきましては、検討に向けた参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
16	<p>実態調査では、60.6%の企業が、外国籍従業員に対する日本語教育の取組を行っていないと結果が出ている。企業が重い腰を上げるために、行政はぜひ様々な施策を打っていただきたいところである。</p> <p>静岡県浜松市における支援制度のように、外国人雇用そして労働者の日本語学習支援を積極的に行う企業を具体的に支援できる仕組みを川崎市でも持てないかと思う。</p>	<p>企業による外国人労働者に対する日本語教育の取組については、実態調査からも日本語教育の重要性に関する啓発の必要性などの課題が見えてきています。「Ⅱ 1（3）外国人労働者に対する日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本語の習得は外国人労働者にとってだけでなく、雇用する企業等にとっても円滑なコミュニケーションによるより良い職場づくりや労災の減少に寄与するものであり、外国人労働者及びその家族に対し、生活に必要な日本語学習に関する支援を企業等がその責務として率先的に取組を行うよう働き掛けるなど、他都市の支援制度なども検討しながら企業との連携に向けて、今後、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
17	<p>「家族滞在」の子どもたちについて、企業が彼らの存在を知らない。日本で生活し、一定程度の日本語も話せ、外国人ならではの強みを持つ彼らは「金の卵」であり、企業の理解促進も必要である。外国籍の子どもたち、親たち、教師等の教育関係者、企業への意識喚起が必要である。</p>	<p>在留資格に関する「家族滞在」の子どもたちについては、実態調査からも課題が見えてきておりますが、「Ⅱ 1（3）外国人労働者に対する日本語教育」における「施策の取組内容」に記載のとおり、企業・経済団体との連携に向けた取組を推進する中で、日本で生活し、一定程度の日本語も話せて外国人ならではの強みを持っていることについて情報を共有し、理解を促進するなど、今後、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
18	<p>日本語を習得する機会の拡充は大切だが、学習者のニーズを把握し、さらに日本で生活する上での知識や経験を補うための機会を設けることも大切である。日本語を学習し、その学習が役に立つという確信が持てること、そして、安心の中で集中して日本語学習ができる環境や時間確保も必要であり、日本語学習の意義を職場に働き掛け、継続的に日本語学習ができるための支援（職場の制度等）があれば最良である。</p>	<p>日本語教育の機会の拡充等については、「Ⅱ 1（3）外国人労働者に対する日本語教育」における「施策の取組内容」に記載のとおり、企業・経済団体との連携に向けた取組や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進するため、日本語を学べる場についての情報提供をするなど、今後、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
19	<p>地域における日本語教育の多くは市民活動団体が担っているかと思う。しかしながら、この市民活動団体は財政的基盤がぜい弱であるところが少なくない。心だけに頼る事業は持続可能性に弱いため、資金的な支援に加えて、組織運営/組織強化に関する支援もあるとよいのではないか。</p>	<p>地域日本語教育の市民活動団体については、「Ⅱ 1（5）地域における日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、これまで市民グループなどによる地域の日本語教室等においてもボランティアにより実施されてきており、今後は、こうした場において育まれてきた理念を継承しながら、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する日本語学習の機会の拡充を図るとともに、各種研修の実施・スキルアップのための機会を提供するなどの支援に向けて、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
20	<p>現在、市内には数多くの日本語教室が運営されているが、講座を受講する外国人の方々が、学んだ日本語を使う実践学習の場が提供できないか。</p> <p>日本人も外国籍・外国ルーツの方も話したくてしかたない「大好きなもの」「大好きなこと」などをテーマにした「おしゃべり会」のようなイメージである。</p> <p>お互いが好きなことを一生懸命語ることにより、いつの間にか「心の壁」もなくなっていくかと思う。このような外国人と日本人の「接点」となる場を、新しくできる「かわさき多文化共生プラザ」で実施していただきたい。</p>	<p>学んだ日本語を使う実践学習の場の提供については、「Ⅱ 1（5）地域における日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する日本語学習の機会の提供に向けて、区ごとの特性に応じた日本語を学べる場の充実に向けた取組が必要であると考えておりますので、「かわさき多文化共生プラザ」における「場」としての機能や役割における検討も含め、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
21	<p>オンライン授業の提供継続を希望する。川崎市国際交流協会では今年度2・3学期をオンラインで行っており、中級レベル以上では学習者・支援者双方にメリットが多いと感じている。他教室のモデルケースとして更に進化させていただきたい。</p>	<p>オンライン授業については、「Ⅱ 1（5）地域における日本語教育」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する様々な学習機会の拡充を図るため、ICTを活用した学習機会の提供など方針に基づく取組を進めていく中で、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>	C
22	<p>各主体について、従来からの既存団体だけでなく、若者グループの育成援助、連携が必要とされている。外国人労働者・多文化家族は、既に「2世」の時代に入っており、彼らは日本の学校教育を受け、高校、大学等を経て社会人として活躍している人々も増えており、かつての自分と同じような後輩を助けたい、支援したい志を持つ先輩は、後輩の良きロールモデルである。こうした若者グループを積極的に支援し、協働の関係づくり、取組が求められる。</p>	<p>若者グループの育成援助、連携については、「Ⅱ 1（5）地域における日本語教育」における「施策の取組内容」に記載のとおり、若者世代を含む日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進し、外国につながる若者世代の地域参加による担い手・理念の継承に向けた取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C



No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
23	<p>外国人労働者が住居や就労場所から通いやすい夜間中学や関連施設(寺子屋)を増設するなどの取組を今後も要望したい。</p>	<p>現在、西中原中学校に中学校夜間学級がございますので、様々な事情により学習する機会のなかった方で学習意欲の高い方に対して、義務教育を受ける機会を確保してまいります。なお、新たな夜間学級の開設予定はございません。</p> <p>外国につながる子ども向けの寺子屋については、これまでの取組の検証やニーズ等の変化を踏まえながら、外国につながる子どもに対する学習支援を進めていく中での位置付けを含めて検討してまいります。</p>	D
24	<p>外国人市民およびその子どもに対する日本語を考えると、生活のための日本語、学習するための日本語、そして更に学びの高い段階(中学、高校入試等)に必要な日本語があるはずだが、これに対する内容が述べられていないのではないか。この部分の追加は、必要と考える。</p>	<p>外国人市民及びその子どもに対する日本語については、「Ⅱ 1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」の「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、キャリア形成に向けた支援の充実を進めていくことが求められており、外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図るとともに多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実を努めていくこととしており、策定した方針に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
25	<p>子どもが学校でつまづいているところ(学習面、生活面など)について、学校と地域の支援場所で連携した支援ができれば子どもにとって有益になると思う。外国につながる子どもの寺子屋のような支援場所がない区域への寺子屋開設も必要だと思う。</p>	<p>外国につながる児童生徒等に対して、学校生活への適応支援や、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図るため、必要に応じて日本語指導初期支援員を配置、また、国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を行うなど、指導体制の強化・拡充にも取り組んでまいります。</p> <p>外国につながる子ども向けの寺子屋については、これまでの取組の検証やニーズ等の変化を踏まえながら、外国につながる子どもに対する学習支援を進めていく中での位置付けを含めて検討してまいります。</p>	D
26	<p>日本語学校では、日本語教師不足、留学生の宿舎の不足という課題を抱えている。留学生の宿舎の不足の対応策として、留学生が入居できる低価格のアパートやホームステイ先の紹介、川崎市で留学生用の学生会館を建設などが考えられる。</p>	<p>日本語学校については、実態調査における人材の不足や連携協力体制の構築などの課題が見えてきたほか、「Ⅱ 1 (2) 外国人留学生等に対する日本語教育」における「施策の取組内容」に記載のとおり、市内の日本語学校や大学等との連携に努めることや連携体制の整備の中でも連携協力していくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づき連携に向けた取組から進めてまいりたいと存じます。</p>	D

(4) II 施策の方向性と取組内容 2 各主体との連携 に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>方針案中にある「市民館等で実施している識字日本語学習活動と、企業や日本語学校など各主体との連携・協力に向けたコーディネートの実施」は、より一層の多文化共生社会の実現が期待できると思うので、実効性のある方針となるよう頑張ってください。</p>	<p>各主体との連携については、「II 2 各主体との連携」における「施策の取組内容」に記載のとおり、外国人市民ニーズの多様化が進んでいく中で、各分野における更なる連携・協力を図るための取組を推進していくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
2	<p>分野横断的な連携・協力の場に、「在留資格」を通して支援を行う行政書士、行政書士会も入れていただきたい。特に、外国籍の子どもの就労と在留資格の課題検討、解決について貢献できると思う。</p> <p>日本語教育の場において、日本語教師や学習支援者等が、日本語学習以外の課題について、外国人の方々より相談を受けると伺っている。気が付いた人が、必要な支援に早くつなぐことが大切であるので、在留資格の支援、そして支援のコーディネートができる行政書士もこの連携・協力の場に入り、必要に応じて支援を行いたい。</p>	<p>各主体との連携については、「II 2 各主体との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、外国人市民ニーズの多様化が進んでいく中で、各主体との分野横断的な連携・協力を図るとともに、地域における日本語教育の裾野を広げていくことが必要であり、連携に向けた取組を推進していくことが重要であると考えておりますので、今後、推進体制の整備に向けた連携・協力など取組を進めてまいりたいと存じます。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	<p>外国につながる子どもの学習支援については、関係職員だけでなく、実際に支援するボランティア同士の交流をする機会を設けて欲しい。学習支援の仕方など情報共有できればよりよい支援につながると思う。</p>	<p>ボランティアの交流については、「Ⅱ 2 各主体との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、各主体との更なる連携・協力を図り、地域における日本語教育の裾野を広げていくことが必要であり、各分野における更なる連携・協力を図っていくため、既存の識字・日本語学習の地域日本語連絡会におけるボランティアの交流を継続するとともに、他分野においても、研修等の様々な機会を捉えて交流が図られるよう関係部署とも調整を行うなど、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C

(5) Ⅱ 施策の方向性と取組内容 3 地域社会との連携 に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>外国人が増加している現在、地域で日本語を学ぶことはますます大事なことだと思う。日本語としてまずは会話が重要であり、日本を理解し日本人との交流ではないか。</p> <p>今までもいろいろと実行され成果も上げているが、地域での幅広い気軽に参加できる取組が進んで多文化共生社会が実現していくことを期待する。</p>	<p>地域社会への参加については、「Ⅱ 3 各主体との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本語能力を身に付けた外国人市民が社会参加を進めるとともに、その能力を活かして地域で活躍できる場や機会を創出していくことが求められており、外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ることが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	<p>やさしい日本語の普及に当たっては、全市民がその使い手となるべきであり、その意味で日本語学校等のやさしい日本語によって支援される人々を対象に認知活用状況を調査するだけでなく、対象を全市民に広げて調査を行い、その結果を重視すべきであるように思う。</p>	<p>〈やさしい日本語〉については、実態調査における啓発・普及の課題が見えてきたほか、「Ⅱ 3 地域社会との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本人に対して〈やさしい日本語〉の普及、活用を進めていくことも重要であり、地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進するなど、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
3	<p>やさしい日本語ガイドラインの作成は、多文化共生社会の実現に向け、大きな前進であるが、現状のものだと記載内容が多く、市民が気軽に手にとって参照できるものではないため、例えば小学生などの子供向けに簡易版ガイドラインやポスターを作成し、学校で配布若しくは総合学習のカリキュラムに組み込むなどして、普及啓発に取り組むべきであると考えます。</p> <p>また、近年 NPO 法人や企業で、やさしい日本語の活用に取り組む団体も多いため、活動内容や取組事例を紹介するとともに、積極的な連携を図っていただきたい。</p>	<p>〈やさしい日本語〉については、実態調査における啓発・普及の課題が見えてきたほか、「Ⅱ 3 地域社会との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本人に対して〈やさしい日本語〉の普及、活用を進めていくことも重要であり、地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進する中で、子ども向けの普及啓発や〈やさしい日本語〉の活用に取り組む企業・団体などとの連携を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	<p>「外国人のキャリア形成」や「社会参加」の話をしたり、「やさしい日本語」を普及しようとしても、日本人市民がその意義や目的を理解しないことには、なかなか参加が得られないのではないかと。</p> <p>これらを推し進めるに当たり、川崎市がどのような社会になっていくのか、多様性によって社会の活性化を図るというビジョンを共有する必要があるかと思う。外国人と日本人の「接点」となる場をもっと設けたいところ。地域における日本語教育の場は、特にこの機会にあふれているかと思う。日本人をもっと巻き込むべきである。</p>	<p>地域社会への参加については、「Ⅱ 3 各主体との連携」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本人に対して〈やさしい日本語〉の普及、活用を進めていくことも重要であり、外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ってまいります。御意見のとおり、実態調査においても地域の日本語教室では、学習者との対面でのコミュニケーションや「居場所」としての機能を大事にしている教室も多いため、外国人市民と日本人市民の相互理解を促す取組の実施に向けた検討をする際の参考とさせていただきます。</p>	C

(6) Ⅱ 施策の方向性と取組内容 4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>ボランティア研修の更なる充実をお願いしたい。特に「生活 Can do」に基づくカリキュラム作成・適切な教材選びなど。</p>	<p>ボランティア研修については、「Ⅱ 4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、常に変化する現状や課題、ニーズに目を向けつつ、内容の充実を図ることが必要です。また、実態調査における生活 Can Do の活用状況なども踏まえながら、ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実努めるとともに、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	<p>推進体制を支えるための予算の確保は重大である。他の自治体と対比して、予算やコーディネーターの数等を勘案し、日本語学習を支援するためのボランティア育成教育制度を示すことも必要だと考える。</p>	<p>ボランティア育成については、「Ⅱ 4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、常に変化する現状や課題、ニーズに目を向けつつ、内容の充実を図ることが必要であり、ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めるとともに、他の自治体の推進体制も参考にしながら検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C

(7) Ⅱ 施策の方向性と取組内容 5 日本語教育に関する情報の提供等 に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>母国語でない外国人市民の方々にとって、行政等の支援情報を収集することは大変な苦勞があると思う。そのため、市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供するとの案に賛成する。</p>	<p>日本語教育に関する情報提供については、「Ⅱ 5 日本語教育に関する情報の提供等」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本語学習の継続的な学習につなげるため、学習者の要望・ニーズに配慮した、よりきめ細かな情報提供・案内が必要です。また、市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供することが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	多文化共生、日本語教育に対する理解を深めるためにも、「接点」をもっと増やす情報発信をお願いしたい。	情報発信については、「Ⅱ 5 日本語教育に関する情報の提供等」における「現状と課題」・「施策の取組内容」に記載のとおり、日本語教育に関する情報提供に加えて、多文化共生への理解を広く一般市民に対して広報・啓発していくことが必要であり、多文化共生への理解を深める取組を推進することが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。	B

(8) Ⅱ 施策の方向性と取組内容 6 推進体制の整備 に関する御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	現場での取組を国に届けて、予算の柔軟な使い方ができるようにしていただきたい。	国への要望や働き掛けについては、「Ⅱ 6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、予算の柔軟な使い方を含めた必要な要望や働き掛けをしていくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。	B



No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	<p>今後川崎市内の地域日本語教育では、各区の識字学級ごとに特性を持たせ、全体が統括されるような形になるかと思うが、そのためには各市民館の識字学級の歴史や特徴などについて十分理解し、全体を把握している方に、コーディネーターのような形でぜひ関わって欲しいと思う。国の法改正を受けてすでにこれまで使用していた教科書を変更するなどの動き出しているところもあるので、コーディネーターは早急に配置して欲しい。</p>	<p>総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターについては、「Ⅱ 6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けて配置することとしており、市域内の各主体との連携・協力を図りながら、推進体制を整備していくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
3	<p>日本語学校に通えない人、通っていない人などが学べたら地域にもプラスになる。</p> <p>生活できる日本語を学んでいただきたいが、どうしたら楽しく学べるのか、経済的支援も状況に応じて支援することができれば学ぶことに集中できるかと思う。日本を理解できる人が一人でも多く川崎から出て欲しい。</p> <p>国や地方自治体との連携、民間の日本語学校などとの協力など日本語を学ぶことを含めた総合的支援の視点から考えていただきたい。</p>	<p>日本語を学ぶことを含めた総合的な支援については、「Ⅱ 6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、国との連携を図るとともに、総合調整会議の設置・運営し、各主体との分野横断的な連携・協力を図りながら、日本語を学ぶことを含めた総合的支援の視点を踏まえることも重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B
4	<p>川崎市地域日本語教育推進方針(案)〈施策の方向性〉に向けて、どのような総合体制と各部局の担当と連携体制が必要である。全体的な課題は述べられているが、特に新規事業をどのように実現していくかの道筋が必要。地域日本語教育に先行的に取り組んできた各団体のネットワークを結びながら、各地の取組を推進する団体、人材の登用が重要である。</p>	<p>連携体制については、「Ⅱ 6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、総合調整会議の設置・運営し、各主体との分野横断的な連携・協力を図りながら、推進体制を整備していくことが重要であると考えておりますので、今後、策定した本方針に基づく地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	<p>国が令和6年度より導入を検討している「外国人総合支援コーディネーター」は、推進体制の中に入らないのか。</p>	<p>「外国人総合支援コーディネーター」については、「Ⅱ6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、国の動向を注視し、情報を収集するとともに、総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力など推進体制の整備に向けて、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
6	<p>地域日本語教育に関係する機関、団体等すべてを把握し総括的にコーディネートしながら、どこで何を担っていくのかを整理して、公的機関、民間団体等市内の協力体制を構築して進めていかないと難しいと考える。</p>	<p>協力体制の構築については、「Ⅱ6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、推進体制整備の取組を進めていくのに当たり、総合調整会議の設置・運営し、各主体との分野横断的な連携・協力を図りながら、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けて、方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
7	<p>地域日本語教育コーディネーターの川崎市国際交流センター常駐を希望する。</p> <p>川崎市国際交流協会の日本語講座で、学習者の減少傾向（特にゼロレベル・初級クラス）と新規ボランティアの定着率が低いため、地域日本語教育コーディネーターの指導で改善が図られることを期待したい。</p>	<p>地域日本語教育コーディネーターについては、「Ⅱ6 推進体制の整備」における「施策の取組内容」に記載のとおり、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進する中で配置することとしており、総括コーディネーターの配置とともに本市の実状に応じた日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めてまいります。</p>	D

(9) その他の御意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	「川崎市子どもの権利に関する条例」や「差別をゆるさない人権尊重のまちづくり条例」を核として川崎の目指す多文化共生教育の取組を広め、今後も人権尊重教育・多様性を認め合う教育の更なる推進を図っていただきたい。	本方針策定と整合性を図りながら時期を同じく改定をしている「川崎市多文化共生社会推進指針」における「Ⅱ 2 多文化共生教育の推進」にお示ししているとおり、日本人と外国人を互いに認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進するなど、関係部署と連携しながら「多文化共生社会」の実現に向けた取組を引き続き推進してまいります。	E

## 市民意見等を踏まえた方針の修正事項

パブリックコメント手続でのA区分のほか、「2 現状と課題」(1)川崎市における外国人市民の状況の時点修正や巻末の資料として「用語の解説」を追加するなどの整理を行いました。

※下線は修正箇所

本編 頁番号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
3・4	(1) 川崎市における外国人市民の状況 ① 外国人住民人口及び外国人住民人口比率の推移 ② 国籍・地域別外国人住民人口 ③ 区別・主な国籍・地域別外国人住民人口 ④ 在留資格別人口 ※令和5年12月末日現在数値に更新	(1) 川崎市における外国人市民の状況 ① 外国人住民人口及び外国人住民人口比率の推移 ② 国籍・地域別外国人住民人口 ③ 区別・主な国籍・地域別外国人住民人口 ④ 在留資格別人口 ※令和5年6月末日現在
37 ・ 39	1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育 <b>【施策の取組内容】</b> ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。	1 (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育 <b>【施策の取組内容】</b> ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
76 ～ 79	資料として「用語の解説」を追加 5 用語の解説（五十音順）	

※その他、実態調査結果における速報値から確定値への変更、アンケート調査結果（回収状況）での有効回収数欄を追加、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。